31 濃厚接触のおそれのある方への外出自粛等の連絡について

【間】

①先週、9名の新型コロナウイルス感染が確認され、市内に不安がひろがっています。何名かの対象者の方で、濃厚接触者は調査中となっていましたが、濃厚接触のおそれのある方へは外出自粛等の通知や通達はされているのでしょうか。もしされているのなら、その対象者の判別方法と通知、通達の方法を教えていただきたいと思います。

【答】

①県がどのように通達しているのか、市に改めての通知はなされておりませんので、直接安足健康福祉センターに伺いました(9/17・9/21 聞き取り)。その回答としましては、感染のまん延防止を図るため、法律に基づいて関係者を調査し、人権の保護に務めながら必要な方には定期的に指導と健康観察や自粛などの要請を行っているとのことでした。

*濃厚接触者について

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護して いた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた 可能性が高い者
- ・その他 手で触れることの出来る距離(目安として1 メートル)で 必要な感染予防策なしで「患者(確定例)」と15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

*濃厚接触者への対応について

- ・「濃厚接触者」については、健康観察期間中において、咳エチケット 及び手洗いを徹底するように保健所が指導し、常に健康状態に注意を 払うように伝える。不要不急の外出はできる限り控え、やむをえず移 動する際にも、公共交通機関の利用は避けることをお願いする。外出 時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策を指導する。
- ・原則として、初期スクリーニング以後の健康観察期間中である無症 状の濃厚接触者は、新型コロナウイルスの検査対象とはならないこと は前述の通りである。
- •「濃厚接触者」と同居している者には、マスクの着用及び手指衛生を 遵守するように伝える。

・「濃厚接触者」に対する廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常 通りに行うよう伝える。

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」 (R2.5.29国立感染症研究所感染症疫学センターより抜粋)

(感染症対策室 R2.9.25 回答)